

周防大島町告示第66号

令和3年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年5月31日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和3年6月7日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○6月22日に応招した議員

---

○6月23日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第2回(定例)周防大島町議会 会議録(第1日)

令和3年6月7日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年6月7日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和2年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第2号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第3号 公有水面埋立ての免許について
- 日程第10 議案第4号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第11 議案第5号 字の区域の変更について
- 日程第12 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 町道路線の認定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和2年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)) (質疑・討論・採決)

- 日程第8 議案第2号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）  
日程第9 議案第3号 公有水面埋立ての免許について  
日程第10 議案第4号 あらたに生じた土地の確認について  
日程第11 議案第5号 字の区域の変更について  
日程第12 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について  
日程第13 議案第7号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について  
日程第14 議案第8号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について  
日程第15 議案第9号 町道路線の認定について

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	久保 雅己君
12番	小田 貞利君	13番	尾元 武君
14番	荒川 政義君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 浄孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	大下 崇生君	産業建設部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	近藤 晃君	環境生活部長	伊藤 和也君
統括総合支所長	岡本 義雄君		

会計管理者兼会計課長 …………… 重富 孝雄君  
教育次長 …………… 木谷 学君 病院事業局総務部長 …… 大元 良朗君  
総務課長 …………… 中元 辰也君 財政課長 …………… 岡原 伸二君

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和3年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により11番、久保雅己議員、12番、小田貞利議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る5月31日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの17日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年3月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（4月・5月実施分）と定期監査（4月・5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

続きまして、陳情・要望につきましては、受理したものはございません。

次に、要請活動について御報告をいたします。

新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されて以降、国による緊急事態宣言の発出、そしてこれに伴う社会活動の自粛などにより、岩国基地を抱える近隣市町の地域経済は大きな打撃を受け、とりわけ小売店・生活関連店の多くは、事業継続が困難となり、飲食業においては、大幅な売上げ減少に陥っていることから、山口県に交付されている年間50億円の再編関連特別地域交付金（県交付金）を活用した地域固有の経済支援について、4月26日、岩国市議会並びに和木町議会の代表者とともに、山口県議会柳居俊学議長に対し、直接要望を行ってまいりました。

続きまして、系統議長会関係について、柳井地区広域市町議会議長会では、4月19日に開催された定期総会におきまして、令和2年度の事業報告及び収支決算並びに令和3年度の予算（案）を審議して、全て全会一致で可決されました。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました議員研修会についても協議がなされ、研修会は今後の状況を注視しながら判断を下すこととし、一旦は保留となっておりましたが、会長の御判断により、今年度も開催は見送るとの結論に至りましたので、この場にて議員各位へお知らせをいたします。

次に、全国都道府県会長会の関係につきましては、4月8日、政府が東京都に対してまん延防止等重点措置を適用する方針を表明したことにより、4月から5月にかけての一連の会議等は対面での開催が中止になり、Web配信並びに書面表決へと変更になりました。

このうち、5月20日に開催予定でありました都道府県会長会につきましては、令和2年度の事業報告並びに収支決算を書面により審議のうえ可決。また報告の関係では、地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求めるよう、2月9日に決議したこと。

2点目は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望について、全国都道府県議会議長会及び全国市議会議長会とともに、3月8日、政府・与党の関係者に対し、要請活動を行ったこと。さらに青少年自然体験活動等の推進に関する法律の制定について、各政党関係者へ要望書を提出したことなど5件の報告がありました。

なお、全国町村議員会館理事会並びに全国町村議会議員互助会代議員会につきましても、令和2年度の事業報告及び収支決算が書面表決により可決されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4．行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、令和3年第2回周防大島町議会定例会を

招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、議員の皆様をはじめ町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルスワクチン接種の予約につきまして、予約が取りづらい等、御心配をおかけし、誠に申し訳ございません。

町の職員が昼夜を問わず業務を行い、各医療機関の皆様にも精一杯御尽力を頂いておりますが、一部において混乱がありましたことについて、町民の皆様から多くの御提言を頂いております。町といたしましても、それぞれを深く受け止め、検証を行い、今後の64歳以下の一般の方の接種に活かしてまいります。分かりやすい情報を町民の皆様にお伝えできるよう取り組んでまいり所存です。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ち、6件の行政報告を申し上げます。

1件目は、新型コロナウイルスワクチン接種について、御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンについては、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、1、医療従事者の方、2、高齢者の方、3、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の方、60歳から64歳の方、4としまして、それ以外の方、これは16歳から59歳までの方であります。これらの方に対し、順次接種することとなっております。

本町では、接種順位1位の医療従事者の方については、3月15日から接種を開始し、既に615人の方に接種を終えております。

接種順位2位の高齢者の方につきましては、4月19日から、町立病院の入院患者の方、高齢者施設の入所者等から先行接種を行い、65歳以上の一般の高齢者については、予約時の混乱を回避するため、国の指針及び郡医師会の了承のもと、85歳、75歳、65歳以上と年齢階層別に、5月10日から予約の受付を行い、5月17日から、各医療機関において個別接種を開始したところでございます。

当初、各医療機関における個別接種は、1週間最大で1,200人の接種を予定し、このたびのコロナワクチンが、3週間の間隔を空け2回接種する必要があることから、5月17日からの3週間で1回目の接種を行い、6月7日からの3週間で2回目の接種とする計6週間で第1クールとして3,600人。そして、6月28日からの第2クールの6週間で3,600人の計7,200人の接種が可能であり、介護施設等の入所者等850人の方へ接種をしていることから、仮に接種率が90%となっても、目標とする7月末までに接種が完了すると見込んでおりました。

しかしながら、第1クールで予約できなかった町民の方は、事実上、6月の1か月間は接種ができないことから、一日も早い接種をしたいとの強い要望を受け、昨日6月6日から毎週日曜日6週間で、1,200人の集団接種を実施することといたしました。

そして、昨日の1回目の集団接種において、午前、午後ともに予定より1時間早く接種を終えることができたことから、6月13日、6月20日の集団接種の人数を400人から500人に増やすことといたしました。

また、第1クールにおいても、各医療機関に接種の数を増やしていただき、高齢者接種のさらなる加速を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

現段階で、6月26日までに予約の受付をしている65歳以上の高齢者の方は、集団接種を含め5,274人、接種率90%とすると、71%の方が予約済みとなると見込んでおります。

よって、第2クールは、第1クールよりも接種者が少ないと予想され、高齢者への接種完了が見込まれることから、可能な限り接種の空白期間が生じないよう、接種順位3番目の基礎疾患を有する方、高齢者施設の従事者、60歳から64歳の方を第2クールの後半で接種する準備を進めております。

ただし、現段階では、郡医師会との協議が終わっていないことから、高齢者に次ぐ接種順位者への接種については、医師会と調整の後、今期定例会中に、全員協議会を開催していただき協議をしたいと考えておるところでございます。

なお、現段階でワクチンは、医療従事者1,090回分、高齢者1万9,374回分を既に確保しており、町民の皆様の安心安全のため、一日でも早いワクチン接種の完了へ向け努力をしておりますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして2件目でございます。2件目は、周防大島町・公立大学法人山口県立大学・山口県立周防大島高等学校による、包括的連携協力に関する協定書の調印について、御報告をいたします。

3月定例会において、包括的連携協力の協定に向けて準備を進めていることについて、御報告させていただきましたが、去る4月28日、3者による協定書の調印を行いました。

協定の内容は、周防大島町・山口県立大学・周防大島高等学校の公大高の3者が包括的な連携のもと、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで、地域の活性化と相互の発展に寄与することを目的としており、連携協力事項としましては、地域づくり・文化振興に関すること、人材育成・教育に関すること及び国際交流推進に関することなどがございます。

本町におきましては、少子高齢化が進む中、次世代の人材確保が地域活性化における重要な課題となっております。このことから、取り組みとして、本町唯一の高校である周防大島高等学校の学生の確保、学校の発展が地域を活性化する有効な手段の1つと位置付け、地域活性化に貢献することを学校の方針としている周防大島高等学校の魅力アップを支援することにより、更なる地域活性化を推し進めてまいりたいと考えております。

今年度の主な事業としましては、地域づくり・文化振興に関することとして、周防大島高等学

校アロハ・プロジェクトを行います。これは、ハワイ移民の歴史や周防大島町とカウアイ島との姉妹島締結など、ハワイ交流という地域特性を活かしつつ、周防大島高等学校の魅力アップを目的に、公大高の3者が協力・連携して周防大島の特徴的なアロハシャツを作製するものです。

なお、アロハシャツの作製にあたっては、地域文化を発想源とするファッションデザインの実践的研究を行っておられます、山口県立大学国際文化学部文化創造学科の水谷教授の研究室を中心に、周防大島高等学校の生徒の意見を取入れ、周防大島の特徴的なデザインを目指してまいります。

アロハシャツは、周防大島高等学校の生徒が学校行事や地域のイベント等で着用し、学校の魅力や地域の魅力を発信していきます。

そのほかの事業といたしましては、人材育成・教育に関することとして、英語コミュニケーション・プロジェクト、高校生お弁当メニュー・プロジェクト、県立大出前講座プロジェクト、そしてまた、国際交流推進に関することとして、国際ボランティア・プロジェクト等を検討しているところでございます。

これから、周防大島高等学校の魅力を発信する取組として、山口県立大学の御協力をいただきながら、公大高の3者連携により、地域の活性化と相互の発展に寄与することができるよう取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ、関係各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

3件目は、大島大橋損傷事故の関連事項について、御報告いたします。

船舶所有者等責任制限手続開始申立事件に関する制限債権の期日説明会が、令和元年7月17日に第1回が開催され、令和2年9月16日まで、全4回開催された後、令和3年3月30日付で、広島地方裁判所より本町の債権額を2億1,293万9,196円と査定するとの通知がされたところでございます。

本町は、届出債権額として、2億5,867万7,292円を届け出ておりましたが、今回、広島地裁より責任水量は実際に水道用水供給を受けなくても支払い義務が生じることから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められないとの理由から、4,573万8,096円減額されたものです。

既に御承知のとおり、今回、広島地裁からの査定額の決定に対しましては、町代理人弁護士とともに協議を行い、最終的には異議の訴えを提起しないことといたしました。その後、5月20日には、町代理人弁護士から、申立人及び各届出債権者から異議の訴えは現時点ではなかったとの連絡を受けておりますので、今後は、各届出債権者への配当手続きに移行されるものと認識をしております。

以上のとおり、今後も何らかの動きがございましたら、引き続き、本議会へ御報告をしてまい



ります。

4件目は、岩国基地周辺における令和2年度の航空機騒音の状況等について、御報告をいたします。

本年3月に、空母艦載機の移駐が完了して丸3年が経過したことから、山口県基地関係縣市町連絡協議会において、令和2年度の騒音の検証が整理されたところでございます。

はじめに、月別のW値の推移を申し上げますと、令和2年度は前年度——これは令和元年度でございますが、前々年度——これは平成30年度でございますが——と比べて、4月から5月のW値が低く、一方、11月の艦載機帰還以降は高いW値を記録しており、特に3月は、訓練が活発化した影響により、月別最高値を示した地点が最も多くなっております。

その要因といたしましては、4月から5月は、前年度これは令和元年度、前々年度こちらは平成30年度とも、FCLP（空母艦載機着陸訓練）前後の訓練や、CQこれは空母着艦資格取得訓練でありますけれども、この影響により、月別最高値を示した地点数が最も多くありましたが、令和2年度は、FCLP、CQが岩国基地に帰還せずに行われたこと等によるものと考えられます。

また、前年度——令和元年度でありますけれども——は、9月に年度2回目のCQが実施されましたけれども、令和2年度には夏期の艦載機帰還がなかったことから、W値は低くなっております。

次に、過去の測定値等との比較で申し上げますと、前年度（令和元年度）と比べて、29地点でW値が増加し、増加地点と減少地点はほぼ同数であり、前々年度、これは平成30年度から連続をして増加したのは6地点で、飛行ルート近辺の基地の北東側、北西側で増加をしております。

移駐開始前との比較では、約9割の測定地点、これは22地点中19地点であります。こちらでW値が増加し、基地の北西側、基地近辺の西側、飛行ルート近辺の北東側で増加し、沖合移設前との比較では、約8割の測定地点（9地点中7地点）でW値が減少し、騒音予測コンターとの比較は、約9割の測定地点（25地点中22地点）で騒音予測コンターを下回っているとの検証結果でございます。

次に、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策につきましては、この検証結果を踏まえ、国に対し、特別要望や縣市町連絡協議会要望等を行い、引き続き、移駐後の状況把握に努めるとともに、国や米側において、要望した取組が進められるよう県、関係市町と連携し働きかけてまいりたいと考えております。

以上のとおり、岩国基地周辺における令和2年度の航空機騒音の状況等について申し上げますが、今後も、継続して本議会へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して、町民の安全・安心の確保に努めてまいります。

5件目でございます。5件目は、令和2年度周防大島町各会計決算見込みについて、御報告をいたします。

令和2年度の一般会計及び企業会計の病院事業特別会計、水道事業特別会計、下水道事業特別会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。また、簡易水道事業特別会計につきましては、本年度4月から水道事業への統合に伴い、3月末で打切決算とし、公営企業会計へ移行しているところであります。

いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は、2億4,100万円の黒字が見込まれる状況にあります。また、特別会計につきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。

これは、町民の皆様、議員各位の御理解と御協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第でございます。

現在は、決算書の調整作業を進めており、病院事業特別会計等の企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率を御報告させていただき予定としております。

最後に、病院事業管理者の選任について、御報告をいたします。本年5月31日をもって任期満了となりました病院事業管理者の石原得博氏を地方公営企業法第7条の2の規定に基づきまして、6月1日付で再任をいたしましたので、御報告をいたします。

これまで3期12年間、町立の3医療機関をはじめ、介護医療院、介護老人保健施設、大島看護専門学校などを運営し、また、令和元年12月には、周防大島町病院事業局再編計画を策定し、管理者としてその重責を務めてこられました。新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい病院運営を担い、また、特に医師確保に御尽力いただいております。

今後も地域医療を取り巻く環境が厳しくなる中、山口大学医学部長としての御経験もあり、また、現在も山口大学医学部の名誉教授でもある、御経験豊富な石原氏が最適任であると判断し、引き続き、病院事業管理者として周防大島町の医療・介護・福祉に御尽力いただきたいと再度お願いをいたしましたものでございます。

なお、任期は、令和3年6月1日から令和7年5月31日までの4年間でございます。議員の皆様には、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、行政報告を6件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。本定例会に提案をしております案件は、報告案件2件、専決処分の承認を求めることについて1件、補正予算に関するもの1件、公有水面埋立ての免許について1件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更に関

するものそれぞれ1件、条例の一部改正に関するもの3件、町道路線の認定について1件の合わせて11件であります。

報告第1号は、令和2年度一般会計繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものでございます。

報告第2号は、令和2年度下水道事業特別会計予算の繰越について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に御報告するものであります。

議案第1号は、補助災害の災害査定に対応するために必要な測量設計業務にかかる経費を措置するために、令和3年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和3年度一般会計補正予算（第4号）であります。既定の予算に7,013万7,000円を追加し、予算の総額を133億7,181万円とするものでございます。

議案第3号は、一般県道油田港線道路改良事業における道路整備に係る公有水面埋立ての免許について、山口県知事より諮問されましたので、その答申について議会の議決を求めるものであります。

議案第4号は、国道437号道路改良事業における久賀工区の道路整備に伴い、新たに生じた土地の確認について、議案第5号は、その土地を字新開に編入するため、字の区域を変更することについて、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第6号は、周防大島町税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第7号周防大島町手数料徴収条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第8号は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正については、令和3年3月末をもって油田小学校が閉校になったことに伴い、2戸ある教職員住宅を一般住宅へ用途変更するために所要の改正をするものであります。

議案第9号は、町道脇田浜線の支線として1路線を新たに町道路線に認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明をいたしますので、何とぞ慎重なるご審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、地方自治法の規定により、町が出資しております社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料をお手元に配付しておりますので、御高覧賜りますようお願いを申し上げ、行政報告及び議案説明を終わらせていただき

ます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

それでは、再任されました病院事業管理者から、この場にて御挨拶をいただきます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 令和3年6月1日付で、藤本浄孝町長から周防大島町病院事業管理者に任命されました石原得博です。

病院事業を運営し、町民の皆様に医療・介護・福祉を提供することに対しまして、その重責に身の引き締まる思いです。当面は、世界的な問題になっている新型コロナウイルス感染症の対策の一つであるワクチン接種を、国、県や町の施策に従って速やかに実行し、同時にコロナ感染症収束後の病院事業局の健全な経営を考えながら、第2次周防大島町総合計画に沿って、地域医療の充実に努めなければなりません。

地域、行政、医療機関などが連携、協力しながら、健康づくりを気軽に実践できる環境づくりを総合的に進めるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう見守り、支える医療活動を展開します。

その中でも、病院事業局としては、医師、看護師をはじめ、医療従事者の確保が最も重要です。特に医師の高齢化もあり、医師の確保の充実は、私に課せられた責務と考えています。

私の座右の銘は、和を以って貴しと為すです。病院事業局の理念である地域住民に安全、安心な医療・介護・福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう、職員一丸となって務めますに従って、誠心誠意力を尽くしてまいります。議員の皆様には、引き続き、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 石原管理者におかれましては、今後とも公立病院事業局のかじ取りをひとつよろしく願いいたします。

---

#### 日程第5. 報告第1号

#### 日程第6. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号令和2年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について及び日程第6、報告第2号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 報告第1号令和2年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、御説明をいたします。

去る第1回定例会におきまして御議決いただきました令和2年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書

を調製し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額10億9,691万6,000円に対し、10億6,488万円を繰り越しております。事業ごとの繰越額及び財源につきましては、3ページと4ページの繰越計算書に記載しておりますので、御高覧いただきますことをお願いし、報告とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 報告第2号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告いたします。

今回の予算繰越計算書には、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和2年度予算に定めた建設改良に要する経費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。繰り越しました事業は、特定環境保全公共下水道事業、公共下水道施設機能保全事業及び農業集落排水処理施設災害復旧事業で、その繰越額は合計欄に記載のとおり4億6,011万2,000円で、財源内訳は、表中の左の財源内訳の欄に記載のとおりでございます。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

---

### 日程第7. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

去る5月4日から5日にかけての豪雨により、町道久賀・土居線の道台法面が崩壊する被害を受けたところでございます。町におきましては、補助災害のための災害査定に向けて、現地調査や県との事前協議など準備を進めていたところでございますが、災害査定が7月上旬に実施されることとなり、直ちに災害査定に対応するための測量設計業務にかかる予算を計上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1,000万円を追加

し、予算の総額を133億167万3,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金から1,000万円を取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費におきましては、被害を受けました町道久賀・土居線の道台法面の本復旧工事に向けた測量・設計等の委託料1,000万円を計上いたしております。

以上が、令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概要でございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 専決の理由は、今御説明があったんで結構ですけど、この5月28日に専決をされて、今日があるわけですけど、この間にじゃあ何というか、契約とかそういったことはされているのだと思いますが、もしされているのであれば、その辺の内容をちょっと御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問でございますが、5月28日に専決をしまして、同日5月28日にコンサルタントと契約をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もうちょっと詳しく御説明いただきたかったんですが、5月28日に契約をされたのは、これどういう方法で契約をされて、この予算額が、要するに契約額ということによろしいのかどうか。現在まで、どれぐらい進捗というんですか、業務委託なんで、なかなか目には見えないと思うんですが、査定設計書を作る、そういった業務になろうと思います。図面測量して図面を引いて、災害査定の設計書を作るということだろうと思いますが、その辺どれぐらい進捗があったのか。5月28日にどういう方法で契約されて、幾らでとか、その辺の工期とか、その辺もちょっと御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 5月28日に契約をしておりますが、金額につきましては、869万8,800円で契約をしております。この随意契約という形で実施をしております。と

いいますのは、先ほど補足説明の中にもありましたが、7月上旬の災害査定に間に合わせるべく、何件かのコンサルに問合せをしましたところ、1社だけ何とか間に合わせることができるということでしたので、その業者と随意契約で実施しております。

それから、工期につきましては、7月上旬の査定ではありますが、査定後の調整もあると思われまので、7月いっぱい工期というふうにしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと予算の話から少し拡大するんですが、随意契約でということ、869万8,000円の契約金額で1,000万円の予算ということは、また一応変更を見込んでという予算立てなのか。それと、問い合わせて1社だけ間に合うということ、その業者にしたということなんですけど、その根拠条例というのですか、どういう理由で地方自治法のどの条項を使ってそういう理由が該当するのかどうか、ちょっと3回目なので再質問できませんので、その辺の経緯を御説明願います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） まず、随意契約の根拠につきましては、地方自治法167条の2の第2項に定めます入札に付するいとまがないということで、随意契約とさせていただいております。

それから、先ほど済みません、ちょっと答弁漏れがありました。今現在、測量に入っております、まず被災の原因、その辺から調査をしておるところでございます。

あと、金額につきましては、当初の契約においては、地盤のボーリング等を1か所として想定しておりますが、被災状況によっては、ボーリングの箇所が増える可能性がありますので、一応予算は1,000万円ということで専決をさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

---

### 日程第8 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に7,013万7,000円を追加し、予算の総額を133億7,181万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の11ページをお願いいたします。

歳入の14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金は、5月の豪雨により被害を受けました町道久賀・土居線の災害復旧にかかる公共土木施設災害復旧費負担金3,335万円を計上いたしております。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、ひとり親世帯以外生活支援特別給付金事業にかかる事業費と、事務費の補助金816万8,000円の計上でございます。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業にかかる事業費等の追加に伴う県補助金212万8,000円の追加でございます。

17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金は、先日、文化財の保護活動等に役立ててほしいと30万円の御寄附を頂きましたことを受け、30万円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金859万1,000円を取り崩して財源調整をしようとするものでございます。

また、21款町債1項町債4目災害復旧事業債は、5月の豪雨により被害を受けました町道久賀・土居線災害復旧事業に対する財源1,760万円の計上でございます。

次に、歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、教育費寄附金を今後の文化財の保護活動等の財



源とするため、財政調整基金に30万円積立てをするものでございます。

9目地域振興費は、油宇集会施設の雨漏り修繕工事費126万5,000円の計上と、集落支援員の住居借上料変更による12万円の計上でございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきまして、既に支給を開始しております低所得のひとり親世帯に続き、ひとり親以外の世帯に対する支給を行うための事務費等の必要経費や特別給付金として、816万8,000円を計上いたしております。

14ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、中山間地域等直接支払事業として、農用地の維持管理を団体で実施する活動の交付対象となる面積及び農地が増加したことに伴う85万1,000円の追加計上でございます。

5目農地費は、ため池ハザードマップ作成業務にかかる補助金の追加配分による増額と、地域資源の適切な保全管理を行うため、活動組織の新規加入等による多面的機能支払事業補助金の追加により、目全体で177万5,000円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

9款教育費2項小学校費2目教育振興費は、閉校前の3月に油田小学校に対して匿名で御寄付いただいた教育費寄附金を活用し、統合先の森野小学校の教育振興のため、大型モニターなどの購入経費50万円の計上でございます。

3項中学校費1目学校管理費は、大島中学校校舎の外壁補修等115万8,000円の計上でございます。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は、5月の豪雨により、町道久賀・土居線の道台法面が一部崩落する被害を受けたことによる災害復旧関連経費5,600万円を計上いたしております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、5ページにお戻りいただきたいと思っております。

5ページは、地方債の補正についてでございます。地方債の補正につきましては、町道久賀・土居線の災害復旧にかかる公共土木施設災害復旧事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、13ページの地域づくり推進事業で、工事請負費がありますが、これの内容について少し詳しく御説明を頂きたい。

同じく13ページに、集落支援員経費で、住居借上料というのがございます。これもちょっとくわしく、なぜ住居借上料が増額になるのか、その辺を御説明ください。

それから次のページで、これ2つ、中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払事業どちらもなぜこれが今回補正になるのか、その辺を御説明ください。

次のページ、15ページに中学校管理事務局経費で、修繕費の内容について御説明ください。

それからもう一点、16ページに災害復旧費の工事請負費です。先ほどの専決の災害の復旧事業だろうと思いますが、これどういった復旧工法になるのか、その辺を簡単に結構ですので御説明ください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の、地域づくり推進事業工事費の内訳につきましては、外部は屋根、棟周りとふき替え、ふき止め周り部分のしっくい塗りによる補修をいたしまして、南側外壁のモルタル補修、また南側ひさしの板金取替えを行い、内部につきましては、壁の補修及び天井損傷箇所の補強を行う予定としております。

13ページの集落支援員経費の住居借上料の内容につきましては、この集落支援員は、令和3年3月までにわたって和田住宅を借りておりましたが、令和3年4月より地家室に住宅を借りたため、住居借上料の差額分12万円の予算計上をしておるものでございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの中山間地域等直接支払事業、それから多面的機能支払事業についての、なぜ6月に補正を行うのかという御質問だと思いますが、まずこの事業につきましては、地域で協定を結んだ団体に対して交付される事業でありまして、中山間地域等直接支払事業においても、多面的機能支払事業においても、毎年5月31日までに協定を結び、事業計画書を提出していただいて、その後認定を受けるということになっておりまして、当初予算計上時に金額がしっかりと把握できておりませんので、6月補正で修正をさせていただきます。ちなみに当初予算計上時には、前年度の実績数をもって当初予算とさせていただきます。

それから、災害復旧工事の工法についてですが、災害復旧工事の大原則として、原形復旧という言葉があります。ですので、この補強土壁というのは、テールアルメ土壁といいます。基本的にはその形で復旧をするということになります。現地調査の上、原形復旧が困難であれば違う工法も考えられると思いますが、現状では、原形復旧のテールアルメ土壁復旧することで進めて

おります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 田中議員さんの質問ですが、中学校管理事務局経費の修繕の内容等につきましては、大島中学校校舎の外壁補修等にかかるものでございます。4月に校舎北側の壁面がコンクリート爆裂により破片が欠け落ちているとともに、屋上の塔屋に描いている校章のモザイクタイルも剥落していることが分かりました。このため、安全確保のため、緊急対応として周辺の立入禁止や注意喚起等の措置をしておりますが、双方ともに緊急な早急な対応がしたいという思いから、このたび修繕費の予算を計上してもらうこととさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 地域づくり推進事業の、これ集会所の指定管理施設ということだろうと思うんですが、これは公共施設、町の施設だから町が修繕するという考えということでしょうか、ちょっと確認をさせてください。

ほかに実質的に集会所で使っているコミュニティー施設とか、農事集会施設とか、学習等供用施設とか、そういったものがあると思いますが、これらは全部同じ位置付けでいいということなのかどうか、その辺を御答弁ください。

それから、集落支援員については、この転居というんですか、和田から地家室に変わったというのは、これは集落支援員の意向というか都合で変わったんですか。であれば、普通は家賃、これは全額なのかどうか、その辺もちょっと御説明いただきたいと思いますが、3万円で上限を設けるとか、そういう扱いにするんじゃないかと思うんですが、今回は3万5,000円、本人の都合で3万5,000円から4万5,000円になって、それを全額支給するというのは、これはルールがあるんなら、それをちょっと御説明いただきたいと思います。そういうルールであるなら。

それから、中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払事業、これが理由は分かったんですけど、5月31日に協定が結ばれるからという、そのスケジュール的な5月じゃなく、いや端的に言えば結局12月までに締結を結んで、それを次の年に予算に反映すればいいんじゃないかなと思うんですけど、この5月30日というスケジュールは、何か制度上の決まりがあるのかどうか、その辺を御説明ください。

それと、学校の修繕費ですけど、コンクリートが剥離なんですか、その辺の原因がよく分からないんですけど、確かに何か前にも何件かあったと思うんですが、その辺の原因の把握というんですか、確認はされているのか。前と同じ原因だったのかどうか、その辺もちょっともう少し詳

しく御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんのまず地域づくりの推進事業の関係でございますが、この油宇の集会施設は指定管理となっております。指定管理者の仕様書の業務内容には、施設及び設備の維持管理に関することとして、施設及び設備並びに備品等が破損、消耗した場合、修繕、補給等にかかる費用は指定管理者が負担することとなっております。ただし、高額な修繕が見込まれる場合は、町及び指定管理者との間で協議すると記載しております。このたびの場合は、高額な修繕となっておりますので、協議を行った結果、町が負担としたところでございます。

また、こういったコミュニティー施設とかその他の施設につきましても、同様に指定管理をしておる施設につきましては、同じ内容となっております。

あと集落支援員の関係でございますが、今回3万5,000円から4万5,000円に上がったわけでございますが、まず理由としましては、住宅の借り上げについては、当初活動拠点である6集落の中で探しておりましたが見つからず、空家バンクの登録があった和田の住宅を借りておりました。このたび、6集落の中の地家室で、そういった住宅が見つかったので、令和3年4月より住宅を借りたものでございます。この件の住宅の借入料につきましては、住宅自体についてその基準があるわけではなくて、基本的には集落支援員の設置に要する経費に住宅借入料も含まれることから、町で全額とするものとしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業、この2つの事業は国庫補助事業でございまして、実施要領にそのようになっております。

それで、実際の中身を見てみますと、地域の活動というのが3月31日まで実施されます。その後対象面積を増やすか減らすかとか、その新たな加入者がいるであるとか新しい地域が加わるとかいうことの検討を始めますので、どうしてもその時期になってしまうということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） コンクリート外壁の一部欠け落ちでございますが、劣化により外壁にクラック、亀裂が入り、そこから侵入した雨水等により外壁内部の鉄筋がさび、膨張することでコンクリート壁を内部から押し出し、壁面が割れましてコンクリート片が落下いたしたようでございます。このたびは、その部分を修復するものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 済みません、もう1回だけ地域づくり推進事業のその修繕費の件は確認させていただいてください。後でそういう意味じゃなかったと言われてもあれなんですけど、指定管理の町の施設で、実質的に集会所として使われているものは、例えば種別、コミュニティー施設であれ農事集会所であれ学習等供用施設であれ、町がその大規模な高額な修繕費は町との協議によって町が負担すると。指定管理者のやるべきことだというようなことで断ったりはせんと、指定管理者に修繕をしるということはしないと。それと、今予算がないからできんよというようなことも言わない、あくまでも高額なものについては町が修繕するという責任の下で、協議を進めるということでもよろしいのかどうか、もう一回確認させてください。

それと、集落支援員の分は、町の職員でもそうじゃないんですか、住居手当というのはかかった分だけ出すんじゃないかと、一定の上限があると思うんですが、それを設けるべきではないのかなというのが素朴な疑問なんで、そういう検討はする必要があるんじゃないかということなんですが、その辺について見解を御答弁ください。

それから、中学校外壁のクラックから水が浸入したということなんでしょうけど、なかなかそういうところはいろいろ多い、これから老朽化も進んで多くなってくるんじゃないかと、それは安全に関わることですから、1回やっておられるんかもしれませんが、きちんと調査して、危険箇所がないかどうか、そして未然に、剥がれ落ちてから対策するんじゃないかと、未然に防ぐようなことをしなきゃいけないんじゃないか、そういったことの予算化というんですか、必要じゃないかなと思うんですが、その辺の御見解を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの公共施設ですね、コミュニティーとか、その他の施設の関係についての御質問でございますが、ほかの施設については、ちょっと今手持ち資料がないので正確にはお答えできませんが、政策企画課が今担当しておるそういった施設につきましては、高額な修繕費が見込まれる場合には、当然協議を行って町のほうで予算を措置していくことと考えております。

また、答弁漏れですが、集落支援員の住居借上料の上限につきましては、現在のところはそういった上限がないので、借り入れるときに、その辺はその金額が妥当なのか、そういうのも検討しながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 大島中学校の建物は、平成3年に建築された建物で、もう既に30年が経過しております。御指摘のとおり老朽化した学校施設が多くございますが、このたび

は目視による爆裂及びコンクリート壁の落下部分等が判明したことにより、その箇所のみ修繕となりますが、将来的には本格的な打診調査を行って、たたいて調査するとかということがあろうかと思いますが、そのような調査を行って外壁修繕を行う必要があるかとは考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

瀬川産業建設部長より数字の間違いを訂正したいとの申出がありましたので、これを許します。

瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 専決に関しての田中議員さんの御質問に関しまして、既に契約済みであり、契約金額を869万8,800円と申し上げましたが、847万円の間違いでした。ここに訂正しておわび申し上げます。

---

日程第9. 議案第3号

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第9、議案第3号公有水面埋立ての免許についてから、日程第11、議案第5号字の区域の変更についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第3号から議案第5号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第3号公有水面埋立ての免許についてであります。

本案は、山口県が整備を計画しております一般県道油田港線道路改良事業における道路整備でございまして、公有水面の一部の埋立てを免許することについて、公有水面埋立承認願書等及び関係図書の縦覧を経て、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、このたび山口県知事から町長へ意見を求める諮問がございました。つきましては、公有水面埋立

法第3条第4項の規定によりまして、異議のない旨の答申をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

埋立計画地の道路用地の規模につきましては、車道が4メートルの2車線、路肩が海側・陸側それぞれ0.5メートルで全道路幅員が5メートル、総延長が380.0メートルの事業計画となっております。埋立地の用途は道路用地で、面積は2,722.90平方メートルとなっております。

次に、議案第4号あらたに生じた土地の確認についてであります。

山口県が整備を行っております国道437号道路改良事業における久賀工区の道路整備は、海岸の一部の埋立てを行ったものでございます。大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜4749の28及び4749の35に沿接する道路から、同大字中辻北5124の3に至る土地の地先公有水面の埋め立てられた土地2,911.10平方メートルでございます。これらの土地が、令和3年3月2日付で公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、竣功認可されたもので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第5号字の区域の変更についてであります。

議案第4号でお諮りしております新たに生じた土地について、周防大島町大字久賀字新開に編入しようとするもので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が、3議案についての補足説明であります。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行いたいと思います。

議案第3号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと1点だけ確認をさせてください。

資料のほうの平面図があると思うんですが、6ページ、埋立ての区域というのは、海水面と陸地との交わる線まで、海水面の高さで埋め立てる部分がこの埋立面積になっておると思うんですが、そうすると、両端の話なんですけど、32、33という点があると思うんですが、ここが直角に折れている、原地盤にすりつく海水面だったら原地盤にすりつくんじゃないかと思うんですが、これは直角に折れていると、構造物自体は図面でいうと右側の防波堤ですか護岸ですか、そこまで取りつくようになると思うんですが、ここで原地盤に、結局ここが原地盤が高いから海水面と交わる線まで埋立てということなんですけど、ここが直角に折れているというのが、ちょっとイメージとして、起点が1、2のところも一緒なんですけど、どういう取り方をしているのか。例えば、護岸の構造物の構造がこういうふうになっているから、ここが海水面と交わる点が直角

になっているんですよということなのか、ちょっとその辺を補足で御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問ですが、田中議員さんもよく御存じのとおりと思いますが、埋立法線は秋分の満潮位を基準にしております。端部に限らず、まず図面上の斜線がある部分は、いわゆる海浜地、寄り洲というやつで、もともと秋分の満潮位よりも高いところにあると。

そこに接続する端部が直角になっているという御指摘じゃないかと思うんですが、恐らく、済みません、そこまでちょっと県のほうには確認していないんですが、恐らく構造物を建てる時に、埋立ての部分については、基礎部が当然埋立てになってきまして、護岸の天端幅の分が出てくるのではないかというふうに思っています。

ですから、直角になっている部分については、護岸が内側に入るために、恐らくこういう線、法線になっているんじゃないかということと、ちょっと想定をしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ちょっと素朴な質問になるんですけども、こちらの道路が着工されて、完成されるのはいつ頃かという予定が分かれば教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 公有水面埋立ての免許を御議決賜りましたら、県のほうに着手時期はまだ聞いていないんですが、工事自体は3か年かかるというふうに聞いております。着手もそんなに先にはならないと思われませんが、まだはっきりしたところは分かっておりませんが、工事自体は3年で完了する予定であると聞いております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第3号から議案第5号までの質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。



日程第12. 議案第6号

日程第13. 議案第7号

日程第14. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第6号周防大島町税条例の一部改正についてから、日程第14、議案第8号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第6号から議案第8号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第6号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分として御承認いただいた令和3年4月1日に施行するもの以外のものについて、周防大島町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点であります。1点目といたしましては、個人の町民税の非課税の範囲、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書及び個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について、法律改正に合わせて改めるものであります。

2点目といたしましては、寄附金税額控除について、法律改正に合わせて改めるものであります。

3点目といたしましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、法律改正に合わせて改めるものであります。

4点目といたしましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、法律改正に合わせて追加するものであります。

その他、法律、政令改正等に合わせた改正や、条例の項ズレ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

15ページ上段、条例第24条（個人町民税の非課税の範囲）についてでございますが、所得税における国外居住親族に係る扶養控除等の見直しが行われたため、個人の住民税についても所要の措置を講じる必要が生じたため、法律改正に合わせて改正するものでございます。これは、30歳以上70歳未満の国外居住者は、原則控除対象扶養親族とならなくなったため、個人の住

民税の規定において、扶養の範囲等について厳密に謳う必要性が生じたものでございます。

15ページ中段、条例第34条の7（寄附金税額控除）についてでございますが、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しを、法律改正に合わせて改正するものでございます。

これは、国税において、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する。との見直しがされたため、町税条例においても、所要の措置を講じるものでございます。

16ページ下段、条例第36条の3の3（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）及び17ページ上段、附則第5条（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）について、条例第24条の改正と同様に、30歳以上70歳未満の国外居住者は原則控除対象扶養親族とならなくなったため、個人の住民税の規定において、扶養の範囲等について厳密に謳う必要性が生じたため、法律改正に合わせて改正するものでございます。

17ページ中段、附則第6条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制について、適用期限を令和9年度分の個人の町民税まで延長するものであり、法律改正に合わせて改正するものでございます。

17ページ下段、附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）につきましては、法律改正に合わせて新たに追加するものでございます。これは、浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法の規定により、認定を受けた計画に基づき整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準をその価格に国が示した参酌値3分の1を乗じて得た額とするものでございます。

次に、議案第7号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行する主体として明確化され、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務について、同機構から市区町村長に委託することができる旨の規定が新設されたため、別表12の項の個人番号カードの再交付手数料の規定を削除し、別表13の項から同表36の項の項ズレを改めるものであります。

続いて、議案第8号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、補足説明をいたします。

新旧対照表を御覧願います。

別表は、設置している町営住宅等の名称及び設置場所等について規定したものでございますが、同表一般住宅、伊保田住宅の戸数を4戸から6戸に変更しようとするものであります。伊保田住宅につきましては、平成9年度に伊保田教職員住宅として6戸を建設したもので、平成21年度3月に油田中学校が閉校になり、教職員数の減により、6戸中4戸を一般住宅へ用途変更しました。さらに、令和3年3月末をもって、油田小学校が閉校となったことに伴い、教職員住宅としての用途がなくなったため、残り2戸についても一般住宅へ変更しようとするものであります。この追加によりまして、町営住宅等の総管理戸数は672戸となります。なお、この住宅の入居者募集は8月の定期公募を予定しております。

以上が、3議案についての補足説明であります。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第6号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第6号から議案第8号までの質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第15、議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第9号町道路線の認定についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第9号町道路線の認定につきまして、補足説明をいたします。

本案の町道路線の認定につきましては、大字戸田の町道脇田浜線の支線として、1路線の延長13.2メートルを新たに町道路線に認定するものでございます。町道脇田浜線、赤石橋撤去に伴い、交差点を新設整備するもので、県道大島環状線と町道脇田浜線を新たに直線で結ぶ道路を整備し、交通の利便性向上を図るものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 資料の19ページの平面図がありますが、ここへ、脇田浜支線というのがありますけど、この位置にこの支線を設ける、既にもうできているんだろと思うんですが、この位置に設けることになったその理由というんですか、本来であれば、この右側のこの進入路の部分がもともとあった道路の線形なんで、ここから出入りできればいいんじゃないかなという気がするんですが、この支線をここに設置しなければならなかった理由について、ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問でございます。

橋を撤去して、そのすぐ近くに新たな交差点、進入路ということも考え得るわけですが、実はこの県道大島環状線、この赤石橋の付近といいますか、図面でいう進入路と書いてあるちょっと上のところなんですけど、バス停がございまして、バス停の近く30メートル程度以内には、大きな交差点はつくれないということになっておりますので、こちらについては、幅員の狭い進入路を設け、それから橋を、やはり進入路だけでは、地元の御利用にちょっと不便なところが出ると思われましたので、新たに中ほどに、今回の脇田浜支線を設置したという経緯でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この位置的なものが、この脇田浜支線のこの左というんですか、図面でいうと左、西側になるんでしょうか、すぐ西側に既設の道路があると思いますが、簡単に単純に考えれば、この道路を拡幅するのが一番いいのじゃないかなという気もしますが、用地買収とかの関係もあるんだろと思いますが、この今の脇田浜支線のところは、用地買収が要らなかったとかそんな理由があるのか、それとも何かこの線形法線でないが一番効率的だとか、何かそういった理由があるのかどうか。あわせて工事費とか、用地買収費、そんなものが分かれば、ちょっとあわせて御答弁をお願いしたいと思います。

もう1つ、今交差点の話がありましたけど、バス停の近くは交差点ができないということなんですけど、実質的にこの進入路はできているんでしょうから、交差点にはなっているわけですよね。それは、実際にあるのは問題ない。交差点としての形態をなすことが認められないということなのかどうか、その辺もちょっとあわせて御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの、なぜ、ここにこの路線を設けるのかという趣旨だと思います。

先ほど田中議員さんも示された、その左側にある道、これは、現在、町道ではございませんで、集落道的なものになっています。仮にこれを拡幅する場合には、町が用地買収ということになりますが、既に道路の両端にも建物が建っておりますので、補償費等を考えると、土地の提供が見込めた、ここに設置することが有効ではないかというふうに考えた次第でございます。

それから、バス停の付近への交差点の設置ということですが、県から示されたのは、ちょっと具体的にどの基準に則ってということまでは聞いていないんですが、大規模な交差点をバス停の近くに設置することはできない。今回このようにつくりましたのは、幅員の狭い進入路でありますので、それであれば可ということで、このような配置にしたところであります。（発言する者あり）

失礼しました。用地買収費等につきましては、330万円ほどの用地買収費で済んでおります。それから、参考までに橋の架け替えをした場合には8,600万円程度かかるんですが、今回の橋を撤去し、交差点を新設する場合には2,900万円程度で済むという事業費の試算をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の進入路の部分ですが、結局、進入路として設置するのはできるけど、それでどういうことなんですか。交差点があくまでも交差点は路線として国道へ出るところに交差点の基準をクリアした交差点が必要だから、ここへつくるのか。出入り、通行だけならこの進入路で十分じゃないのかなという気もするんですけど、それはいろいろ基準があるからあれなんですけど、そこの交差点の形態を持った交差点、基準をクリアした交差点が必要だから、この進入路とは別に脇田浜支線のこの道路が新設が必要だということによろしいのか、もう1回ちょっと確認をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 19ページ図右にあります、いわゆる進入路、これは完全な2車線ではございません。離合はぎりぎりできる程度でございます。今回設置しました脇田浜支線は、きちんと2車線で通行できる道路をというふうに考えております。

それから、右の進入路だけでいいんじゃないかという御意見だと思いますが、もともと赤石橋を通って入ってきておったものを通行止めにする、中から——集落の中ほどの方にも御不便をかけないようにということで、この路線について設置をしたというところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、6月22日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時31分散会

---